

「会社を退職した」「未加入期間がある」など、国民年金の加入(資格取得または種別変更)手続きが必要な方にご案内をしております。

加入手続きもれにより、保険料を納め忘れのまま放置すると、将来、年金を受け取ることができない場合がありますので、忘れずに手続きをお願いいたします。

なお、国民年金被保険者となるべき方の手続きが確認できない場合には、日本年金機構で加入処理を行い、保険料の納付案内をすることがあります。

この用紙は、お客様の控えとなりますので、お手元に保管してください。

## 手続きはお済みですか（国民年金加入のご案内）

手続きがお済みでない方は、裏面の「国民年金の手続きが必要な方」をご確認の上、同封している「国民年金被保険者関係届書（申出書）」（または「国民年金第3号被保険者関係届」）に必要事項を記入して、速やかにご提出ください。行き違いの場合は、ご了承ください。

条約その他の国際約束（社会保障協定、万博協定、外交関係ウィーン条約など）が適用され、日本の公的年金制度への加入が免除される場合には、「厚生年金保険・国民年金 条約等適用者に関する届書」を日本年金機構に提出するようお願いいたします。

If you are applied to a treaty or other international agreements ( examples: Social security agreement, and Agreement related to EXPO, and Vienna Convention on Diplomatic Relations ) and are exempted from compulsory coverage by the Japanese public pension system, please submit "The Employees' Pension Insurance / The National Pension Notification Form for the persons covered under international agreements" to the Japan Pension Service.

### ◆ 国民年金被保険者の種別

国民年金被保険者の種別（「第1号被保険者」、「第2号被保険者」及び「第3号被保険者」）については、裏面の「国民年金被保険者の種別」をご確認ください。

### ◆ 提出先

第1号被保険者の手続き・・・お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口で手続きすることができます。マイナポータルを利用した電子申請も可能です。詳細は裏面をご確認ください。

第3号被保険者の手続き・・・第2号被保険者の勤務先

### ◆ 参考情報

手続きが必要な方に関する記録

基礎年金番号	
氏名	

第2号被保険者等期間に関する記録

※1) 20歳以降に第2号被保険者として初めて年金制度に加入した方で未加入期間がある場合は、「20歳到達」と表示されます。

※2) 制度名が「20歳到達」の場合は、「20歳到達日」が表示されます。

制度名(※1)	
資格喪失年月日 または20歳到達日(※2)	
制度名	
資格取得年月日	

◆ ご不明な点がございましたら、以下の年金事務所にお問い合わせください。

## ■ 国民年金被保険者の種別

第1号被保険者	農林漁業者、自営業者、無職および学生などの方で20歳以上60歳未満の方 【国民年金保険料をご自分で納付する必要がある方】
第2号被保険者	会社などに勤務する厚生年金保険の被保険者、共済組合員の方 (ただし、65歳以上の方で、老齢基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金などを受け取る権利がある方は第2号被保険者とはなりません) 【厚生年金保険料などが給料から天引きされる方】
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者の方で20歳以上60歳未満の方 【保険料をご自分で納付する必要がない方】

## ■ 国民年金の手続きが必要な方

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方で、下表に該当する場合は、国民年金の加入手続きが必要になります。なお、厚生年金保険や共済組合に加入する期間は除きます。

国民年金の加入手続きが必要なとき	必要な手続き (※)
<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 会社員や公務員などの方 (第2号被保険者) が、会社等を退職したとき</li> <li>❖ 会社等に再就職した方 (第2号被保険者) で、過去に未加入期間があるとき</li> <li>❖ 日本国外から転入したとき (転入時に第2号被保険者に該当する方や第3号被保険者の海外特例要件に該当する方を除く)</li> </ul>	第1号被保険者または第3号被保険者の手続き
<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 第2号被保険者である配偶者が会社等を退職したことで、第3号被保険者でなくなったとき</li> <li>❖ 第2号被保険者である配偶者が65歳以上となり、老齢・退職を事由とする年金の受給権を得たことで第3号被保険者でなくなったとき</li> <li>❖ 第2号被保険者 (65歳以上で、老齢・退職を事由とする年金の受給権を得た方を除く) である配偶者が70歳となり、第2号被保険者の資格を喪失したことにより、第3号被保険者でなくなったとき</li> <li>❖ 第3号被保険者が第2号被保険者に扶養されなくなったとき</li> </ul>	第1号被保険者の手続き
<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 第2号被保険者である配偶者に扶養されたとき</li> <li>❖ 第2号被保険者である配偶者が、出向や転勤などで加入する年金制度が変更となったとき (その方に扶養されている第3号被保険者は、その都度、手続きが必要)</li> </ul>	第3号被保険者の手続き

※第1号被保険者の手続き・・・「国民年金被保険者関係届書 (申出書)」をご提出ください。  
第3号被保険者の手続き・・・「国民年金第3号被保険者関係届」をご提出ください。

## ■ 国民年金被保険者関係届書 (申出書) をマイナンバー (個人番号) により手続きするときの添付書類

本人が窓口で手続きする場合は、マイナンバーカード (個人番号カード) を提示してください。お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください。なお、郵送で手続きする場合は、マイナンバーカードの表・裏両面、または①および②のコピーを添付してください。

①マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード (氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る)

②身元 (実存) 確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど  
上記以外の②身元 (実存) 確認書類の詳細は、年金事務所にお問い合わせください。

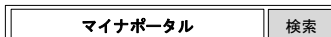
第3号被保険者の手続きを行う場合は、「国民年金第3号被保険者関係届」の裏面を参照してください。

## ■ マイナポータルを利用した電子申請

マイナポータルを利用した電子申請により、第1号被保険者への切り替えや納付が困難な場合の免除申請の手続きが可能です。詳細は、以下のウェブサイトよりご確認ください。

電子申請手続きおよび申請方法はこちら

「マイナポータル」からマイナンバーカードを利用して、簡単に電子申請ができます！



<https://myna.go.jp>



電子申請の概要はこちら

インターネットを利用して申請・届出をすることができます。

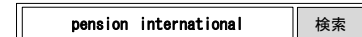


[https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/denshi\\_kokunen.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/denshi_kokunen.html)



外国人のみなさま / International

For more information about the public pension system, please visit the Japan Pension Service website.



<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>



## ○ 受け取る年金額が増える「付加年金制度」があります。

定額の保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算されます。加算される付加年金額 (年額) は「200円×付加保険料を納めた月数」で計算し、2年以上受け取ると、支払った付加保険料以上の年金が受け取れます。

付加保険料を納めるには申し込みが必要です。なお、付加保険料の納付は申し込みをした月分からとなります。詳しくは、年金事務所にお問い合わせください。